

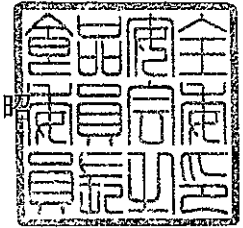


府食第524号  
平成17年5月19日

厚生労働大臣  
尾辻 秀久 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



### 食品健康影響評価の結果の通知について

平成15年10月6日付け厚生労働省発食安第1006001号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

### 記

1. 我が国において、低出生体重児のセレウスによる全身性感染症が何例か報告され、健康被害を起こしている事実はあるが、それらに関して微生物専門調査会で調査した限りにおいては、調製粉乳との因果関係は確認できなかった。また、諸外国の調製粉乳によるセレウス症例を調査したところ、チリにおいて1例見いだされたが、それは調乳後の不適切な取り扱いによるものであった。上記の事実から考察すると、低出生体重児が調製粉乳を摂取することにより、セレウスによる全身性感染症に罹患する食品健康影響（リスク）は、現時点において極めて低いと考えられる。

なお、コーデックスやFAO、WHOの専門家会議では、調製粉乳とセレウス感染の因果関係は証明されていないとしている。

2. 国内に流通している調製粉乳中のセレウスの汚染実態は、厚生労働省により基準値として提案された100/g (MPN法) よりはるかに低い。この事実より、厚生労働省が提案した100/g (MPN法) の基準値を設定したとしても、1. のリスクに影響を及ぼすとは考えにくい。

3. 一方、1. の国外での事例を考慮すると、調乳後に適切な取り扱いが行われるよう、厚生労働省による、一般消費者、病院、児童福祉施設等に対する指導等が重要と考える。

以上